

平成29年度分  
市県民税の申告が  
始まっています

<b>場所</b>	市役所2階大会議室
<b>受付時間</b>	9時～16時 (土日除く)

期間 3月15日（水）まで

下田税務署から  
所得税の確定申告等の  
おしらせです

<b>開設時間</b>	9時～17時 (受付は16時まで)
-------------	----------------------

期間 3月15日（水）まで

に手続をしてもその年度までは全額課税されます。月割による減額はありません。  
現に車両を所有されていない場合は、廃車や名義変更などの手続をしてください。

原動機付自転車と  
小型特殊自動車

税務課市民税係（窓口⑨）  
**②22218**

**持ち物** 標識（ナンバープレート）、標識交付証明書、印鑑

**軽自動車（二輪（125cc超え250cc以下の二輪車））**  
静岡県軽自動車協会連合会  
**④055-988-4022**

**軽自動車（三輪・四輪）**  
軽自動車検査車協会  
**④050-3816-1778**

**二輪の小型自動車**  
沼津自動車検査登録事務所  
**④050-5540-2051**

**（250ccを超える二輪車）**

※期間中、下田税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

問合せ先 下田税務署  
**④220185**

原動機付自転車などの  
廃車申告はお早目に！

平成29年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。

平成28年中に所得がなかつた方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税等の算定をする際の基礎資料となりますので、申告してください。

ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得者で年末調整が正しく済ませられ、その他に所得がない人は申告する必要がありません。

問合せ先 税務課市民税係  
(窓口⑨) **④222218**

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。

東日本大震災の教訓を忘れないため、3月12日（日）に県内一斉で津波避難訓練を実施します。

訓練は、自主防災会単位で行います。午前10時に訓練のサイレンがなりますので、積極的に参加してください。

問合せ先 地域防災課防災係  
(窓口⑩) **④364145**

また、避難場所へ避難する場合の非常持出袋には、3日分の食糧と水が必要とされています。

備蓄食糧と水の参考数量は次のとおりです。

**①飲料水** 1人1日3リットル  
**②食糧** 1人1日3食

※賞味期限が近づいた備蓄食糧は、定期的に食べて、食べた分を買い足すようにして備蓄していきましょう。

その他にも、非常持出袋には簡易トイレ（1人1日5回分）、応急手当用品、貴重品、などを、個々の状況に合わせて揃えておくことが必要です。



### 家具の固定はお済みですか？

地震発生時、家具が固定されていないと、下敷きになってしまふ可能性や、倒れた家具などが出口を阻むなどして、建物からの脱出に時間がかかり、避難が困難になってしまいます。

家具の転倒防止は減災対策の基本です。

まずは寝室にある家具や、ドア付近の家具から転倒防止をしましよう。

### 備蓄食糧・防災グッズの準備

地震発生後、自宅避難の場合、食糧と水は7日分の備蓄が望ましいとされています。

手続方法等は市ホームページをご覧いただくか、左記までお問い合わせください。

他にも窓口には、防災対策